

クロマグロの漁獲可能量の変更について（報告）

鳥取海区漁業調整委員会 会長 板倉 高司

1 令和3管理年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の漁獲可能量の変更について

令和4年2月下旬から3月にかけて、例年には無いクロマグロの来遊があり、漁獲量が急激に増加したため、小型魚の「その他の漁業」及び「定置網漁業」の漁獲可能量が不足する状況が発生しました。

そのため、漁獲可能量の配分の変更について、2月25日及び3月25日の2度に渡り、新たな諮問がありました。諮問の内容は、県全体の漁獲可能量は変更しないものであり、かつ緊急を要していると判断し、鳥取海区漁業調整委員会規程第5条第2項の規定に基づき原案に同意する旨の専決処分をしたので報告します。

2月25日変更理由及び内容：小型魚（10-20kg程度）の混獲が数回発生したことにより、混獲枠である「その他漁業」の漁獲可能量100kgに対して、漁獲実績が60kgに達したことにより、漁獲可能量が不足する恐れが生じたため、「定置網漁業」から「その他の漁業」へ0.5トン融通した。

3月25日変更理由及び内容：小型魚の急な来遊により、定置網の漁獲量が急激に増加し、「定置網漁業」の漁獲可能量が不足する恐れが生じたため、「沿岸くろまぐろ漁業」及び「県留保枠」からそれぞれ0.6トンずつ計1.2トンを定置網漁業へ融通した。

2 令和3管理年度の漁獲可能量の変更の記録及び漁獲量

(単位：トン)

種類	知事管理区分	当初	6/8	2/17	2/25	3/25	漁獲量
小型魚	沿岸くろまぐろ漁業（曳き縄）	0.75	4.5	3.15	3.15	2.55(-0.6)	2.1
	定置網漁業	0.75	4.4	3.05	2.55(-0.5)	3.75(+1.2)	3.5
	その他の漁業	0.1	0.1	0.1	0.6(+0.5)	0.6	0.2
	県留保枠	0.1	1.0	0.7	0.7	0.1(-0.6)	0.0
	合計	1.7	10.0	7.0	7.0	7.0	5.8
大型魚	定置網漁業	5.3	1.4	1.4	1.4	1.4	0.7
	その他の漁業	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
	県留保枠	0.6	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
	合計	6.0	1.6	1.6	1.6	1.6	0.7

○鳥取海区漁業調整委員会規程（抜粋）

第5条 委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は法令で特別に定める場合を除くほか、出席委員の過半数で決める。可否同数のときは会長の決するところによる。

3 会長は、軽易なもの又は特に緊急を要するものの議案については、専決処分することができる。ただし、専決処分をしたときは、次の委員会において報告し、その承認を得なければならない。

○添付資料

- ・報告にかかる諮問



鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

第202100293599号
令和4年2月25日

鳥取県農林水産部水産振興局長 國米 洋一
(公印省略)

特定水産資源くろまぐろの令和3管理年度における知事管理区分
に配分する漁獲可能量の変更について (諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定
に基づき、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を変更し、定めたいので、同条第
5項において準用する同条第2項の規定により諮問します。

(担当 農林水産部水産振興局水産課 永島 電話 0857-26-7339)

【別紙】

次の表の左欄に掲げる特定水産資源に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、同表の中欄に掲げる知事管理区分について、同表の右欄に掲げる数量とする。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県沿岸くろまぐろ漁業	3.15トン
	鳥取県定置漁業	2.55トン
	鳥取県その他漁業	0.6トン
	県留保枠	0.7トン
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県定置網漁業	1.4トン
	鳥取県その他漁業	0.1トン
	県留保枠	0.1トン



鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

第202100327785号
令和4年3月25日

鳥取県農林水産部水産振興局長 國米 洋一
(公印省略)

くろまぐろの令和3管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量の変更について (諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を変更し、定めたいので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により諮問します。

(担当 農林水産部水産振興局水産課 永島 電話 0857-26-7339)

【別紙】

次の表の左欄に掲げる特定水産資源に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、同表の中欄に掲げる知事管理区分について、同表の右欄に掲げる数量とする。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県沿岸くろまぐろ漁業	2.55トン
	鳥取県定置漁業	3.75トン
	鳥取県その他漁業	0.6トン
	県留保枠	0.1トン
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県定置網漁業	1.4トン
	鳥取県その他漁業	0.1トン
	県留保枠	0.1トン